

Title	〔商法三二五〕 傷害保険契約における解約返戻金請求権の差押えと差押債権者による解約 (大阪地裁昭和五九年五月一八日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Koichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.8 (1992. 8) ,p.134- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920828-0134

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三二五〕

傷害保険契約における解約返戻金請求権の 差押えと差押債権者による解約

（取立金請求控訴事件、大阪地裁昭五八（シ）一〇五号、
昭和五九年五月八日民事二部判決、控訴棄却（確定）
判例時報一一三六号一四六頁）

〔判示事項〕

生命保険契約における解約返戻金支払請求権は、保険契約者によって保険契約が解約される以前においてもこれを差し押えることが許され、差押債権者がこれについて取立権を取得したときは、解約権を行使して生命保険契約を解約することができ、そして、このことは積立型傷害保険についてもまったく同様にと相当する。

〔参照条文〕

商法六八〇条二項・六八三条二項

〔事実〕

X（原告・被控訴人）は、神戸地裁尼崎支部に対し、訴外Aを被告として、XがAに貸し渡した貸金元金ならびにこれに対する利息および遅延損害金の支払を求める訴えを提起して、これを認める確定判決をえた。

AはY保険会社（被告・控訴人）との間で積立ファミリー交
通傷害保険契約（以下、「本件保険契約」という。）を締結して
おり、右保険契約においては、約款上、保険契約者はいつでも
保険契約を解約することができる旨、および、その場合には保
険者は保険契約者に対して解約返戻金を支払う旨が定められて
いたので、Xは、執行文の付された前記確定判決にもとづき、
神戸地裁尼崎支部に対して、Aを債務者、Y保険会社を第三債
務者として債権の差押命令の申立をしたところ、同裁判所はA
のY保険会社に対する本件保険契約の解約返戻金支払請求権を
差し押える旨の差押命令を発し、右差押命令正本をY保険会社
およびAに送達したので、Xは右解約返戻金支払請求権につき
取立権を取得した。
そこでXは、「生命保険契約解約返戻金支払請求権の差押え
は、当然に生命保険契約の解約権の差押えをも含むものと解す

べきであ」と主張して、Y保険会社に対し、本件保険契約を解約する旨の意思表示をした上で、解約返戻金の支払を請求した。これに対して、Y保険会社は、「生命保険契約を解約するか否かは、保険契約者の自由意思に委ねられるべきである。しかも、本件保険契約は、積立ファミリー保険契約であり、その被保険者には保険契約者のほかその配偶者、同居の親族等も含まれるのであって、本件保険契約が解約されるとこれらの者の利害にも重大な影響を与える。それゆえ、本件保険契約の解約は、差押債権者が行使することは許され」と主張して、争ったが、第一審（大阪簡判昭和五八年七月一五日）ではXの請求が認容されたので、控訴した。

〔判旨〕

控訴棄却。

「本件保険においては、…：保険契約者はいつでも保険契約を解約することかでき、その場合にはY保険会社は保険契約者に対し解約返戻金を支払うものとされているところ、…：右解約返戻金の額は保険約款の定めるところにより計算されることになつてゐることが認められる。

解約返戻金支払請求権は、このように一定額の金銭の給付を目的とする財産的権利であり、しかも、民事執行法一五二条の差押禁止債権ともされてゐない。したがって、それが、保険契約の解約によつて具体的な権利として存在するに至つた場合に差押えが許されることはいふまでもないが、保険契約の解約前

においても、解約を条件とする条件付権利として存在し、その内容もその時々において特定しうるものであるから、その差押えもまた許されるものといふべきである。そして、…：債権者が生命保険契約解約前の解約返戻金支払請求権を差し押えこれについて取立権を取得したときは、この解約返戻金支払請求権を具体化せしめて取り立てるため解約権を行使して生命保険契約を解約することができるものと解すべきである。

…：確かに、生命保険制度は、将来の保険事故の発生による生活の経済的不安定に対処し、その不安定の除去、軽減のための備蓄をするという趣旨を含んでいることは否定することができず、したがって、保険契約の存続についての保険契約者及びその被養者の利益を尊重することを要することはいふまでもないが、生命保険制度は、同時に、保険契約者の資産の運用のため利用される場合も多いのであり、また、生命保険契約により保険契約者や保険金受取人が取得する権利についてはその債権者の側において債権の担保として重大な利害を有するものであるから、生命保険制度を専ら保険契約者及びその被養者の保護の面からのみ考えるのは相当でない。…：そして、解約返戻金支払請求権の差押えが許される以上、これを取り立てるため差押債権者において解約権を行使することも許されるものと解するのが相当である。ただし、解約権は保険契約者の自由意思によりいつでも行使することができるものであり、しかも、その自由意思は身分法上のそのように一身専属的なものとして格

別に尊重することを要するものとも認められず、また、解約返戻金支払請求権の差押えが許されるとしておきながら、解約権の行使は許されず、保険契約者が後に解約権を行使するまで解約返戻金支払請求権の取立てを待つべきであるとするのは、結局、解約返戻金支払請求権の差押えを許した趣旨をほとんど無にするものだからである。……

そうすると、本件保険契約は、Xの前記解約権の行使により有効に解約されたものというべきである。」

〔研究〕 判旨に反対。

一 本件は、いわゆる積立型傷害保険に属する積立ファミリー交通傷害保険に関するものである。いわゆる積立型傷害保険は、満期に保険会社から支払われる金額が加入者に対して貯蓄の機能をもっている点で、一般に生命保険とよばれている養老保険（生死混合保険）と実質的には同質性をもっているが、法律的には、生命保険においては満期に支払われるものが生存保険金であるのに対して、積立型傷害保険においては積立金の返還であって、決して同質のものではない。ところが、本判決では、終始両者が同質のものとして判断されている。

両者の異質性もたらず積立型傷害保険に特有の問題点については最後に検討することとして、まず、本判決の判示にそって生命保険契約について考察する。

二人保険の保険金には、被保険者の遺族や被扶養者の生計維持の機能が含まれている。そのために、ある種の人保険の中に

は、法定的に、保険金請求権等の処分や差押えが禁止または制限されるものがある（健康保険法六八条、国民健康保険法六七条、労働者災害補償保険法一二条ノ五第二項等。なお、自動車損害賠償保障法一八条参照）。

しかし、これらはそのすべてが遺族や被扶養者の保護を目的とする社会政策によって創設された公保険であって、そこでは目的自体が政策的に定型化されているものである。これに対して、生命保険契約は純粹の私保険であって、保険加入の目的（法律行為論的には動機）自体が加入者の自由な選択にもとづくものである。したがって、本判決のいうように、ことに長期の保険においては、加入者個人の資産形成をも目的として保険契約の締結されることがありうる（大森忠夫「生命保険契約にもとづく権利に対する強制執行」大森三宅・生命保険契約法の諸問題一〇五頁以下）。それにもまして、かりに加入者もつばら遺族・被扶養者の保護を目的として生命保険契約を締結したとしても、それは私的な生活設計にもとづき、社会保障に付加することを目的とするものであって、これが第三者たる債権者の利益に優越すべきいわれはない（倉沢「死亡保険金の帰属」保険契約の法理三二八頁）。

判例もまた、事故発生後の具体的な保険金請求権については、生命保険の場合にも、国税または地方税に関する滞納処分による差押えの対象になるものとしている（最判昭和四五年二月二七日判時五八八号九一頁）。

しかしながら、右学説・判例は、金銭債権すなわち事故発生後の具体的な保険金請求権を問題とするものである。これに対して、本件で問題になっているのは、解約返戻金請求権であり、しかも、まだ解約されていない期待権としてのそれであって、両者をただちに同一に論ずることのできないことは、権利の性質上当然である（宮島司「債権者代位による傷害保険契約の解約権の行使が認められた事例」〔判批〕本誌六四巻一—号八〇頁以下）。

三 解約返戻金の法的性質は、「保険料積立金」に対する持分の返還である（倉沢「保険契約者貸付」ジュリスト七六号五九頁以下）が、この持分はそれ自身が保険契約上の権利であるわけではない。なぜなら、保険契約上の権利は危険負担すなわち停止条件付保険金請求権であって、養老保険の場合には、条件付生存保険金請求権または条件付死亡保険金請求権である。そして、この給付を受けた保険金受取人がそのほかに何らの持分返還請求権をもつわけでもないのである。

解約返戻金請求権は、これを保険約款により保険契約の付随的效果として生ずる権利としてとらえることもできるが（独立の権利性を否定する見解として、志田惣一「生命保険契約における解約の法的性質」中村『金澤記念現代保険法海商法の諸相二巻六九二頁』。その場合にも、それは保険契約者の解約権行使を条件とする条件付権利である。かりに、それが独立の財産権たる期待権として差押えの対象になりうるものであるとして

も、そこで差押えられたものはまさに期待権のもつ経済的価値すなわち条件成就の蓋然性の下における価値なのであって、決して条件成就後の権利そのものが差押えられたわけではない。そして、条件の成否はほんらい差押権者の意思とは無関係な外的事実なのである。

条件付解約返戻金請求権を期待権として差押えた場合、その条件は保険契約者の解約権行使という事実であって、その成否もまたほんらい差押権者の意思とは無関係なはずである。ところが、本判決は、この点につき、「解約権は保険契約者の自由意思によりいつでも行使することができるものであり、しかも、その自由意思は身分法上のそれのように一身専属的なものとして格別に尊重することを要するものとも認められず」という理由によって、差押権者による解約権の行使を認める（この点に關し本判決に賛成する評釈として、石田満・判例評論三六二号五二頁）。

しかし、問題は解約権そのものの性質論にあるのではなくて、解約返戻金を差押えた債権者による保険契約の解約の可否・当否の点にあるのである（山下友信「保険契約の解約返戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」金融法務事情一一五七号六頁以下）。解約権は、解約返戻金請求権の側からこれを見れば、条件を成就させる事実にすぎないが、しかし保険契約者の側から見れば、それは保険契約上の権利のすべてを将来に向けて消滅させる形成権である。そして、その権利の中で主たるものは、

差押えの対象ではない条件付保険金請求権なのである。

本判決は、「解約返戻金支払請求権の差押えが許されるとしておきながら、解約権の行使は許されず、保険契約者が後に解約権を行使するまで解約返戻金支払請求権の取立てを待つべきであるとするのは、結局、解約返戻金支払請求権の差押えを許した趣旨をほとんど無にするものだから」という理由によって解約権の行使を認めるのであるが、もともと期待権というのは、その実質的利益が条件成就の蓋然性の下にあるものである。このことは、死亡保険金請求権や火災保険金請求権を差押えた場合を想定すれば、おのずからあきらかである。

生命保険の保険契約者が保険料積立金に対して実質的な持分をもって以上、これを債権担保として機能させることは考えられてよい（そのための一つの案としては、保険契約者貸付金請求権を担保に供することが考えられる——倉沢「解約返戻金請求権の法的性質と差押え」ほうむ「安田火災法務部」三一〇頁）。ただ、そのために本判決のように解約返戻金の差押権者に解約権の行使を認めると、差押えの目的物が保険料積立金に対する実質的な持分であるにもかかわらず、保険契約者のうしなうものは保険契約上のすべての権利であるということになり、目的を超えた結果を認めることになるのである。

四 以上、本判決に即して本件を生命保険契約と同一の問題として検討してきたが、冒頭に述べたように、本件の事案はいわゆる積立傷害保険契約に関するものである。

積立型傷害保険における満期返戻金は、生命保険における生存保険金とは異なって、保険金ではない。それは、実質的にいえば、貯蓄すなわち金銭消費寄託契約における返還金である。

したがって、積立型傷害保険の保険料積立金の中には、実質的には傷害保険金支払のための責任準備金の部分と、貯蓄の部分とがあるわけであり、もし差押えの目的物として制度的にもこれを分別してとらえることができるのであれば、その貯蓄部分の保険料（寄託金）返還請求権の差押えについては、定期預金債権の差押えとまったく同じ利益状況が生ずるはずである（宮島・前掲八二頁以下）。その場合に、貯蓄部分の保険料（寄託金）の差押権者が、その取立てのために傷害保険契約そのものを解約することの不当なことは、おのずから明らかである。

倉沢 康一郎